

2025年12月

エネアークでんき ご契約者各位

株式会社エネアーク関西

電気需給約款・電気料金メニュー約款の変更について(お知らせ)

拝啓 平素は、弊社の「エネアークでんき」をご利用賜り誠にありがとうございます。

さて、この度電気需給約款・電気料金メニュー約款を下記の通り変更いたしますのでお知らせいたします。
(変更の内容詳細は **別紙** をご確認ください。)

なお、今回の改定に際してお客さまに特段のお手続きは発生いたしません。

今後とも弊社の「エネアークでんき」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更対象となる約款

- (1) 電気需給約款
- (2) 電気料金メニュー約款（従量電灯）
- (3) 電気料金メニュー約款（低圧動力）

2. 変更内容の概要

(1) 契約期間の廃止

これまで、各プランの契約期間を1年単位で定めておりましたが、今後はすべてのプランにおいて契約期間を廃止いたします。

(2) 燃料費調整額の算出方法の変更（**値引き実施期間の追加**）

2025年11月21日、経済産業省より「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施について発表がありました。これを受けまして、2026年2月検針分から2026年3月検針分については、使用量1kWhあたり税込4.5円を毎月算定される燃料費調整単価より値引きいたします。また、2026年4月検針分については、使用量1kWhあたり税込1.5円を毎月算定される燃料費調整単価より値引きいたします。

※お客さまによるお手続きは不要です。

3. 変更の効力発生日

2026年1月1日付で変更いたします。

4. 変更後の約款等の掲載先

2026年1月1日以降、弊社ホームページのエネアークでんきサイトにて掲載いたします。

[\(https://kansai.energycdenki.jp/\)](https://kansai.energycdenki.jp/)

5. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社エネアーク関西 お客さまセンター

電話番号 電力専用ダイヤル 0120-77-1006

受付時間 9:00~17:40 (年末年始を除く全日)

以 上

○電気需給約款の変更内容

別

	変更前	変更後
電 気 需 給 約 款	<p>VI 契約期間、変更および終了</p> <p>第 28 条 契約期間</p> <p>1. 契約期間は、以下によります。</p> <p><u>(1) 契約期間は、需給開始日から <u>1年目の日</u> までとします。</u> ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第 29 条（お客さまの申し出による解約）第 1 項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者等が判断した場合は、一般送配電事業者等が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。</p> <p><u>(2) 契約期間満了日の 30 日前までに当社に本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も 1 年ごと（お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間ごと）に同一条件で継続されるものとします。</u></p> <p>第 31 条 契約の変更</p> <p>1. お客さまが本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合、当社所定の方法により変更手続きを行っていただきます。</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承をえていただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電力を減少できません。</p> <p>3. 前項による契約電力の減少が新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内となる場合において、当社が一般送配電事業者等から、託送供給 等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払いを求められた場合には、当社の請求に応じ、お客さまに当該精算金額に相当する金額を 当社に支払っていただく場合がございます。</p> <p>4. 契約電力・容量、料金プラン、契約名義、その他契約内容の変更は、1 月単位で実施します。この場合の料金適用開始日は、契約変更手続き完了後の直後の検針日以降とします。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 当社、一般送配電事業者等または電気に付帯するサー</p>	<p>VI 契約期間、変更および終了</p> <p>第 28 条 契約期間</p> <p>契約期間は、需給開始日から 開始するものとし、終了日は定めないものとします。 ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第 29 条（お客さまの申し出による解約）第 1 項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者等が判断した場合は、一般送配電事業者等が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。</p> <p>(左記文言は削除)</p> <p>第 31 条 契約の変更等</p> <p>1. お客さまが本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合、当社所定の方法により変更手続きを行っていただきます。</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承をえていただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電力を減少できません。</p> <p>3. 前項による契約電力の減少が新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内となる場合において、当社が一般送配電事業者等から、託送供給 等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払いを求められた場合には、当社の請求に応じ、お客さまに当該精算金額に相当する金額を 当社に支払っていただく場合がございます。</p> <p>4. 契約電力・容量、料金プラン、契約名義、その他契約内容の変更は、1 月単位で実施します。この場合の料金適用開始日は、契約変更手続き完了後の直後の検針日以降とします。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 当社、一般送配電事業者等または電気に付帯するサー</p>

	降とします。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。	ビスを提供する事業者等の都合により、契約種別を廃止する場合は、当該契約種別のお客さまには廃止期日の1ヶ月以上前にご連絡いたします。当該お客さまには、他の契約種別への変更または当社との需給契約の解約等の手続きを行っていただきます。
--	----------------------------------	--

○料金メニュー約款の変更内容

	変更前	変更後
電 氣 料 金 メ ニ ュ ー 約 款 従 量 電 灯	<p>第4条 契約種別</p> <p>1. 標準メニュー【エネアークでんき プランA】 (3) 電気料金</p> <p>(中途省略)</p> <p><有期限の燃料費調整額の値引き></p> <p>2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2023年2月検針分から2023年9月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり7円を値引きします。また、2023年10月検針分から2024年1月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2024年2月検針分から5月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2024年6月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.8円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024年9月検針分から10月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4円を値引きし、2024年11月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きします。2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025年2月検針分から3月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きし、2025年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.3円を値引きします。さらに、2025年8月検針分・10月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.0円値引きし、2025年9月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時当たり2.4円を値引きします。</p> <p>2. 標準メニュー【エネアークでんき プランB】 (4) 電気料金</p> <p>(中途省略)</p>	<p>第4条 契約種別</p> <p>1. 標準メニュー【エネアークでんき プランA】 (3) 電気料金</p> <p>(中途省略)</p> <p><有期限の燃料費調整額の値引き></p> <p>2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2023年2月検針分から2023年9月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり7円を値引きします。また、2023年10月検針分から2024年1月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2024年2月検針分から5月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2024年6月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.8円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024年9月検針分から10月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4円を値引きし、2024年11月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きします。2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025年2月検針分から3月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きし、2025年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.3円を値引きします。さらに、2025年8月検針分・10月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.0円値引きし、2025年9月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時当たり2.4円を値引きします。さらに2026年2月検針分・3月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4.5円値引きし、2026年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.5円を値引きします。</p> <p>2. 標準メニュー【エネアークでんき プランB】 (4) 電気料金</p>

分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 3.5 円を値引きします。また、2024 年 6 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.8 円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024 年 9 月検針分から 10 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 4 円を値引きし、2024 年 11 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きします。2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025 年 2 月検針分から 3 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きし、2025 年 4 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.3 円を値引きします。さらに、2025 年 8 月検針分・10 月検針分は上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.0 円値引きし、2025 年 9 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時当たり 2.4 円を値引きします。

6. 旧大阪ガス LPG ベースプランB-G 対応移行プラン【エネアークでんき プランB G】

(4) 電気料金

(中途省略)

<有期限の燃料費調整額の値引き>

2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2023 年 2 月検針分から 2023 年 9 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 7 円を値引きします。また、2023 年 10 月検針分から 2024 年 1 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 3.5 円を値引きします。また、2023 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2024 年 2 月検針分から 5 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 3.5 円を値引きします。また、2024 年 6 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.8 円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024 年 9 月検針分から 10 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 4 円を値引きし、2024 年 11 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きします。2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025 年 2 月検針分から 3 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きし、2025 年 4 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.3 円を値引きします。さらに、2025 年 8 月検針分・10 月検針分は上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.0 円値引きし、2025 年 9 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時当たり 2.4 円を値引きします。2026 年 2 月検針分・3 月検針分は上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 4.5 円値引きし、2026 年 4 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.5 円を値引きします。

3.5 円を値引きします。また、2024 年 6 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.8 円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024 年 9 月検針分から 10 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 4 円を値引きし、2024 年 11 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きします。2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025 年 2 月検針分から 3 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きし、2025 年 4 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.3 円を値引きします。さらに、2025 年 8 月検針分・10 月検針分は上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.0 円値引きし、2025 年 9 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時当たり 2.4 円を値引きします。さらに 2026 年 2 月検針分・3 月検針分は上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 4.5 円値引きし、2026 年 4 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.5 円を値引きします。

6. 旧大阪ガス LPG ベースプランB-G 対応移行プラン【エネアークでんき プランB G】

(4) 電気料金

(中途省略)

<有期限の燃料費調整額の値引き>

2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2023 年 2 月検針分から 2023 年 9 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 7 円を値引きします。また、2023 年 10 月検針分から 2024 年 1 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 3.5 円を値引きします。また、2023 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2024 年 2 月検針分から 5 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 3.5 円を値引きします。また、2024 年 6 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.8 円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024 年 9 月検針分から 10 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 4 円を値引きし、2024 年 11 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きします。2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025 年 2 月検針分から 3 月検針分までは、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 2.5 円を値引きし、2025 年 4 月検針分は、上記燃料費調整額から 1 キロワット時あたり 1.3 円を値引きします。さらに、2025 年 8 月検針分・10 月検針分は上記燃料費調整額から 1 キロ

	<p>2.5円を値引きし、2025年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.3円を値引きします。さらに、2025年8月検針分・10月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.0円値引きし、2025年9月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時当たり2.4円を値引きします。</p>	<p>ワット時あたり2.0円値引きし、2025年9月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時当たり2.4円を値引きします。さらに2026年2月検針分・3月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4.5円値引きし、2026年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.5円を値引きします。</p>
--	--	--

	変更前	変更後
電気料金メニュー約款 低圧動力	<p>第4条 契約種別 標準メニュー【エネアークでんき 低圧動力】 (4) 電気料金 (中途省略)</p> <p>＜有期限の燃料費調整額の値引き＞ 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2023年2月検針分から2023年9月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり7円を値引きします。また、2023年10月検針分から2024年1月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2024年2月検針分から5月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2024年6月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.8円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024年9月検針分から10月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4円を値引きし、2024年11月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きします。2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025年2月検針分から3月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きし、2025年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.3円を値引きします。さらに、2025年8月検針分・10月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.0円値引きし、2025年9月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時当たり2.4円を値引きします。さらに2026年2月検針分・3月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4.5円値引きし、2026年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.5円を値引きします。</p> <p>限定適用メニュー【エネアークでんき (L) 低圧動力】 (4) 電気料金 (中途省略)</p>	<p>第4条 契約種別 標準メニュー【エネアークでんき 低圧動力】 (4) 電気料金 (中途省略)</p> <p>＜有期限の燃料費調整額の値引き＞ 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2023年2月検針分から2023年9月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり7円を値引きします。また、2023年10月検針分から2024年1月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、政府の支援により、2024年2月検針分から5月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり3.5円を値引きします。また、2024年6月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.8円を値引きします。さらに値引き期間を追加し、2024年9月検針分から10月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4円を値引きし、2024年11月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きします。2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、2025年2月検針分から3月検針分までは、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.5円を値引きし、2025年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.3円を値引きします。さらに、2025年8月検針分・10月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり2.0円値引きし、2025年9月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時当たり2.4円を値引きします。さらに2026年2月検針分・3月検針分は上記燃料費調整額から1キロワット時あたり4.5円値引きし、2026年4月検針分は、上記燃料費調整額から1キロワット時あたり1.5円を値引きします。</p> <p>限定適用メニュー【エネアークでんき (L) 低圧動力】 (4) 電気料金</p>

以上